

「番組制作と経営の分離」原則の確立を！

皆川 学 (元NHKプロデューサー)

1：番組制作の現場と、NHK会長

- ・叱られたり、たまには褒められたり (ただし放送後)。
- ・放送法51条「会長は、協会を代表し・・・業務を総理する」
「総理=全体を総合して管理すること。またその役を務める人 (広辞苑)」
- ・郵政側に示したNHK側の見解
(187.11) 番組幹部「番組制作と経営は分離し、会長は番組制作に関与しない」
(18.8.3.大型企画開発センター長)「NHKの番組製作・編集の最終責任者は、会長にある。実際の業務運営は、放送総局長に分掌され、その上で個別の番組に関しては番組の責任者が個々の番組の取材や編集に関わっている」
- ・「私の仕事は、政治家からの圧力を、下に降ろさないことだ」(元放送総局長)
トップが変わっても、原則が変わらないよう、現場の闘いが必要。

2：いわゆる「編集権」を巡る闘いの歴史

- ・戦前：受信料制度の形をとった「国家管掌」放送→大本营放送
- ・敗戦後：放送の民主化
新聞：朝日新聞「自らを罰する弁(45,8,,23,)」→「国民と共に立たん(10,23,)」
毎日新聞 従業員組合が重役を選出
読売新聞 鈴木東民論説委員を先頭に、従業員組合による自主管理
NHK：GHQによる民主化。政府から独立した「電波監理委員会」、高野岩三郎会長
「街頭録音」「真相はこうだ」「素人のど自慢」「日曜娯楽版」
- ・読売争議→日本新聞協会「編集権は経営権の一部」(GHQ「英語にはない言葉だ」)
「編集権」とは、新聞協会が勝手につくった「造語」(NHK法規室も継承)
- ・吉田内閣による電波監理委員会の廃止。郵政省の許認可権設定。(1952年)
- ・「ETV2001」改ざん事件。最高裁も「編集権」の語は使っていない。

3：経営委による「厳重注意」は、放送法違反

- ・1991年10月23日 経営委は上田会長に「ガバナンス体制の強化」などを名目に、「厳重注意」。
- ・放送法第32条「(経営)委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行する行為をしてはならない。 2 委員は、個別の放送番組について、(放送法)第3条の規定に抵触する行為をしてはならない」

放送法第3条(放送番組編集の自由)「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」

- ・石原進経営委員長は、「ガバナンス強化」を名目に、個別の番組（続編放送への妨害）を行った。放送法の根幹を棄損する行為であり、辞任に値する。

4：総務省（旧郵政省）によるNHK支配

- ・鈴木康雄日本郵政上級副社長「NHKは暴力団」発言。旧郵政官僚意識。
第1次安倍政権（2007年）菅義偉総務大臣の下で、情報通信政策局長から総務省N
O2の審議官に抜擢。」
菅総務相 2006年NHKラジオ短波放送で、朝鮮拉致問題での放送命令。
「私はかつてNHKのガバナンス強化を目的とする放送法改正の責任者だった（18年
11月7日、経営委員会への「礼状」）
- ・2007年改正放送法「経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議
決事項等の見直し等を行う」
- ・経営委員会に安倍首相の「お友達」任命（「両院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」）
2006年 小森重隆（富士フィルムホールディングス社長）、小林英明（弁護士）
2010年 石原進（JR九州取締役会長）
2013年 百田尚樹（作家）、長谷川三千子（埼玉大学名誉教授）、本田勝彦（日本たば
こ産業顧問）、中島尚正（海陽学園中等教育長）、全会一致の慣例を破り、社民・
共産の反対にも関わらず、石原進委員の再任も含めて任命が強行される。
2014年 靱井勝人（日本ユニシス）をNHK会長に選任
2016年 経営委員の中から、上田良一（元三菱商事副社長）を会長に選任
- ・経営委員会人事を通して、NHKを遠隔操作している安倍政権。

5：石原進経営委員長の辞任を

- ・小野吉郎NHK会長辞任の教訓
1976年 ロッキード事件で逮捕された田中角栄前首相の自宅を、元郵政事務次官か
ら天下った小野吉郎NHK会長が、公用車で訪問。視聴者の批判が殺到。日放労
はわずか1週間で100万人以上の辞任を求める署名を集めた。小野会長は、訪
問から10日目に引責辞任した。
- ・安倍政権とNHKとのゆがんだ関係を清算させ、放送の自主・自律の原則を確立するため
にも、石原進経営委員長の辞任を！上田良一NHK会長は、潔く自ら職を辞すべ
き。→「署名運動」
- ・放送制作現場にエールを！ともかく「続編」の放送にこぎつけた。「慰安婦」報道との差。
現場の力で、「自主・自律の原則」の確立。「不断の努力」。

＋アジア女性資料センター『女たちの21世紀』より転載

「 靱井会長 NO! とりもどせ、NHKを視聴者の手に」(2016/10/4) を顧みて 小林緑

衆議院議員会館で行なわれた標記集会のリレートークに加わる羽目になったのは、私が2001年から2007年の2期6年間、NHK経営委員であったという“恥ずべき”過去の故である。一貫してメディアの頂点であり続けるこの巨大組織の最高意思決定機関との位置づけながらあまりにお粗末な会議の実態、しかも法外に高額報酬がもちろん受信料から支払われている…どうやら総務省が女性・文系・大学教授という3点から私を拾い出し任命に至ったらしいのだが、こんな杜撰な人事がまかり通っているNHKの緩み切った体質こそ、まさかのモミイ再任の可能性すらささやかれる元凶というほかない。

本当なら消してしまいたい経歴なのに、他の経営委員経験者が表立ってNHK批判を自粛？するからだろう、私は退任後、ことあるごとに元経営委員として発言を求められてきた。今回も3期9年在任された著名な女性にぜひお願いして！との望みかなわず、不本意ながら引き受けたのだ。現下の問題だらけの会長の再任を阻み、本来のあるべき報道機関にNHKを戻すためなら、あれほどのVIP待遇を受けた身の義務とさえ思っていたが…

NHK全国退職者有志が主催、およそ180人の参加者を前に、まず元経営委員会委員長代行の上村達男・早稲田大学教が基調報告。会長の適格要件のすべてから靱井氏が逸脱している点を逐一述べられたが、現実に政府から提示された？靱井氏を選任した当事者として、その判断理由と、就任後もジャーナリズム精神を欠いた暴言連発の人物を罷免に追い込めなかった事情など、参加者が本当に聞きたかったのはこうしたあたりではなかったろうか？

私を含めリレートークは4人。砂川浩慶・立教大学教授が会長候補の模擬試験(首実検)を実施しては？と提言され、深く同感。「放送レポート」編集長の岩崎貞明氏は、経営委員会設置の会長指名委員会の議事内容が非公開なのは解せないと衝かれたが、私にはさらに、同氏が、慰安婦問題に尽力、原発・東電追及のさなかに亡くなられたた日隅一雄氏とコラボされていた事実がうれしかった。フリー・ジャーナリストの意義を強調された上原公子・元国立市長による、お膝元の一橋大学一かの石原慎太郎の母校！一が本来は東大の対抗勢力として重要だったとの指摘は、あっ、そうだったのか、と新鮮な驚きだった。くわえて、私の本務校の音楽大学が立地した市の首長として、敢然と環境保全をめぐって業界に対抗、闘う姿勢を貫かれた女性と、こうした機会に同席できたことは実に大きな喜びであった。

私自身は、あくまで一視聴者・生活者として経営委員会に連なったことを前提に、NHK全体が潤沢な予算で保障されているからか、今に至るも切実な危機感がないこと、会長の任免・罷免権を握る唯一の機関である経営委員会の責任を改めて厳しく問うべきこと、そして全国多くの市民グループが進めている会長の推薦・公募制導入への署名運動の重要さも忘れてはならないと訴えた。既存権威とは無縁のさわやかな女性をぜひ新会長に！…最後は本音でお許し頂きたい。

石原経営委員長辞任要求メモ① 2019/11/5 小林緑(国立[くにたち]音楽大学・名誉教授)

◎そもそも前経営委員長であった上田氏が会長職に横滑りしたのは絶対におかしい！

1. 経営委員選出の不透明性⇒総務省から唐突に就任要請の電話
2. 「経営委委員会」ってなに？「番組審査委員会」と混同・誤解した…
実態は理事会の追認機関でしかない⇒希薄な存在理由を糊塗するために権威付け？
3. 会長にも経営委員にも、外部からの推薦制や公募制などが絶対必要では？
財界人偏重+受信料で財源確保⇒利益や視聴率度外視で公正な報道に注力すべし。
初の外部理事任命の際も、トヨタのカナダ在任役員の登用に反対したが…
4. アベ「おともだち人事」の弊害；文化畑からの起用も要注意！
愛トリ助成金撤回を決定した宮田亮平氏は経営委員にして芸大学長だった
長谷川三千子氏の3期目は？≠板野専務理事に抵抗した小林いずみ氏は一期のみ…
5. 放送メディアこそ、女性が重職になってもらいたいし、むしろより適材では？⇒
経営委員長の本音は「女性副会長といってもお飾りだから…」
6. 視聴者との意見交換の場—市井の人々の感覚を取り込める機会をもっと積極的に！
さまざまな団体・市民からの情報や批判は事前に各委員宛てに控室で配布されるも、
経営委での話題としては取り上げず、黙殺している事実には驚き、失望。
7. 退職金、高額な年俸、ハイヤーでの送迎、委員の退任/新任の際のパーティなど
贅沢な地方視察(2004以降は廃止)については、今やその記録が残っていない由
⇒経営委の服務規程第6条：退職後も職務上知りえた情報・機密を漏らしてはならぬ
8. 申し訳程度の議事録(発言者の記名なし)が一期目までの慣習
再任以降(2004)漸く委員会独自の事務局開設+議事録も記名入りとなったが…
9. 慰安婦問題(2006)で原告グループの会員として精一杯抗議するも、非力を反省⇒
関連の発言は委員長から事前に記録せずと通告され、議事録からは排除された
理事も経営委員も、慰安婦問題について関心薄く無知⇒こんなレヴェルでいいの？
10. 現日放労の体質=かんぼ問題ではしっかりと対応している？の真偽を知りたい。

参考資料：

前田健太郎：女性のいない民主主義（岩波新書 2019/9/20）

北村小夜：画家たちの戦争責任—教科書に書かれなかった戦争(梨の木社 2019/9/15)

吉良智子：女性画家たちの戦争（平凡社新書 2015/7/15）